



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax

Japan

Tokyo
Osaka
Nagoya
Fukuoka

Hong Kong

Hong Kong

Vietnam

Hanoi
Ho Chi Minh City

China

Shanghai
Suzhou
Shenzhen
Beijing
Guangzhou
Chengdu

Singapore

Singapore

India

Gurgaon
Chennai
Bangalore

Indonesia

Jakarta

Thailand

Bangkok

Malaysia

Kuala Lumpur

Taiwan

Taipei

Philippines

Manila

Mexico

León

Australia

Melbourne

Germany

Munich
Düsseldorf

United States

New York
Los Angeles
Dallas

Israel

Tel Aviv

New Zealand

Auckland

Netherlands

Amsterdam

United Kingdom

London

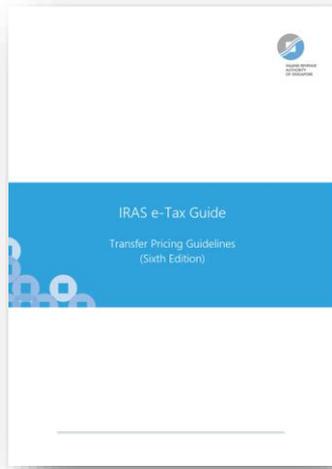
シンガポール: 移転価格ガイドライン 第7版

Fair Consulting Tax Pte. Ltd

2024年6月14日

シンガポール移転価格ガイドライン 第6版

IRASが2024年6月14日に第7版を公表



第6版の公表から約3年振りに新ガイドライン 第7版が公表されました。IBORの公表停止、コロナ禍の政府補助金を受けての新たなガイダンスの追加、企業のコンプライアンスコスト削減を考慮した移転価格文書化免除基準や相互協議（MAP）のプロセスの見直し、一方、納税者側におけるコンプライアンス遵守を前提とした、税務調査の長期化を防ぐ目的も兼ねた移転価格調査フローの見直しなどがなされております。

第1版
2006年2月23日

第2版
2015年1月6日

第3版
2016年1月4日

第4版
2017年1月12日

第5版
2018年2月23日

第6版
2021年8月10日

第7版
2024年6月14日

主な変更点

1. Working capital adjustment（運転資本調整）に係るFAQを追加
2. 移転価格文書化に係るガイダンス・FAQの追加、アップデート
3. Section 7（移転価格調査）をアップデート
4. Section 8（IRASによる移転価格調整）のアップデート
5. Section 9（サーチャージ・ペナルティ）をアップデート
6. 相互協議（MAP）のプロセスから事前相談を不要化
7. パススルーコストに係るガイダンスのアップデート
8. 金融取引に係るガイダンスの追加、アップデート
9. 政府補助金に係るガイダンスの追加

1. Working capital adjustment (運転資本調整) に係るFAQを追加

これまで

- 運転資本調整に係るFAQの記載はありませんでした。

NEW **ここが変わった！**

- 5.119として、運転資本調整が必要なケース、そして使用する金利について、以下のFAQが追加されました。
 - 検証対象企業と比較対象企業の運転資本水準の差異を調整する運転資本調整は、通常「売掛金」「買掛金」「棚卸資産」の3つの勘定科目が考慮され、TNMMの適用時に加え、再販売価格基準法（Resale Price Method）や原価基準法（Cost Plus Method）においても実施可能な場合があり、比較対象の信頼性を向上させ、かつ、合理的に正確に実施可能な場合のみに限られます。
 - 運転資本調整に使用される金利は、検証対象企業と同じ市場でビジネスを営んでいる営利企業に適用される金利を参照して決定することが望ましく、通常はビジネスローン金利が適切と判断されますが、その他使用可能な金利としては、①検証対象企業が実際に負担した金利、②銀行貸付、債券利回り、産業別イールドカーブ、または国際通貨基金による金利、③適切なレファレンスレート+マージンを基に設定された金利（IRASが公表するIndicative marginを適用している場合は使用可）などが考えられます。
 - 選択した金利が、検証対象企業と同じ市場でビジネスを営む営利企業に適用される金利かどうか定かでない場合、選択した金利と検証対象企業の実際の資金調達コストと照らし合わせて検証することも可能です。

解説

- 検証対象企業と比較対象企業の運転資本の水準に差がある場合において、運転資本を確保するために必要な金利相当額を調整することにより比較可能性を高めることを目的として実施される運転資本調整ですが、これまでガイドライン上触れられておりませんでした。今回の改正で、FAQではありますが、ガイダンスが示されたことで、受託製造会社や商社機能の検証における運転資本調整の実施に役立てることができると考えられます。

シンガポール移転価格ガイドライン 第7版

2. 移転価格文書化に係るガイダンス・FAQの追加、アップデート

これまで

- 国内ローンについては、金融業に該当しない限り、移転価格文書化は免除されておりました。
- 仕入・販売・貸付・借入以外の取引については、各取引金額がS\$1M以下の場合、移転価格文書化は免除されておりました。
- 簡易文書作成において、文書完成日の記載の必要性については明文化されておりませんでした。
- 長期ローンに係る移転価格文書、及び既存文書に係る補足情報の提出に関するFAQはありませんでした。

ここが変わった！

- 貸手・借手共に金融業を業としない関係者間の国内ローンについては、2025年1月1日に提供されるローンより、IRASが公表する Indicative marginを適用している場合、移転価格文書化が免除されます。
- 仕入・販売・貸付・借入を除くその他取引の各取引高文書化免除金額要件がS\$1MからS\$2Mに引き上げられました。

取引（売上/仕入）	～2025賦課年度 （2024年に終了する事業年度）	2026賦課年度～ （2025年に終了する事業年度）
その他取引*	S\$1M	S\$2M

- 簡易文書についても、同時文書化（税務申告期限までの作成）が明確化されました。
- Appendix BのFAQに7、8が追加されました。
FAQ7: 長期ローンについて、時間の経過とともに状況が変化し、経済環境、担保の価値、借手の財政状態や信用格付などの変化が、合意金利や条件に影響を与える可能性があるため、毎年の移転価格文書の見直しや更新の必要がある。
FAQ8: 税務調査時において提出した過年度の移転価格文書の記載内容を補足する追加的な説明や分析（文書化対象年度に発生した事象に基づくものに限る）について、同時期のものとみなす。

*その他取引：債務保証、ライセンス、サービス、コミッション、賃貸など

解説

- その他取引の各取引高文書化免除金額要件が引き上げられたことで、移転価格文書作成が免除され、コンプライアンスコスト削減につながる会社もある一方で、国内ローンについてはIndicative marginを適用しない場合（貸付額/借入額がS\$15M超）移転価格文書化が必須となり、また、長期ローンについては、今後毎年の見直しが求められるなど、関係者ローンが多い会社にとっては負担となることが想定されます。

シンガポール移転価格ガイドライン 第7版

3. Section 7 (移転価格調査) をアップデート

🕒 これまで

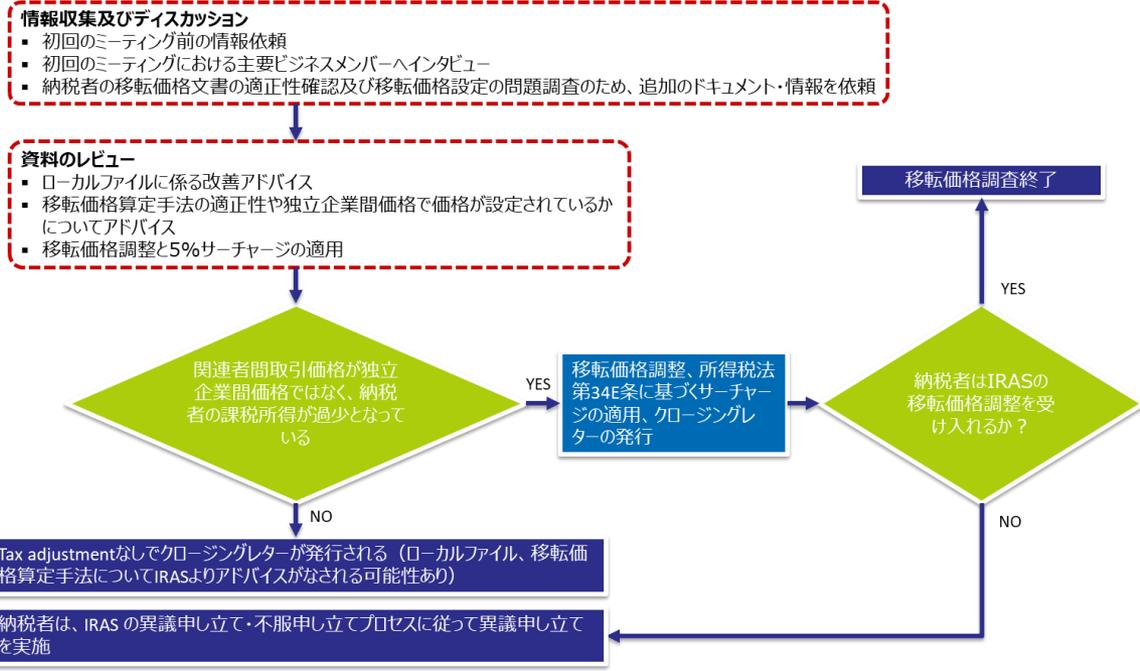
- 移転価格調査フローにおいて、課税所得が過少とみなされる場合、IRASによる移転価格更正処分前に、納税者への移転価格調整の提示及び納税者とのやり取りや協議を実施するステップが設けられていました。

★ NEW ここが変わった!

- IRASが移転価格文書、インタビュー及び追加情報を基に、関連者間取引金額が独立企業間価格ではない、もしくは納税者の課税所得が過少であると判断した場合、納税者との協議や納税者からの返答を待たずに更正処分及びサーチャージの適用が可能となりました。
- 納税者がIRASの更正処分に不服がある場合、納税者はIRASの異議申し立て・不服申し立てプロセスに則り異議申し立てを実施することとなりました。

🗨️ 解説

■ 以前は、IRASの更正処分決定前に納税者との協議のステップが設けられており、その結果を受けて更正処分が実施されておりました。しかしながら、納税者側としては、通常更正処分を進んで受け入れることはせず、IRASとのやり取りが長期化し、調査終了までかなりの時間を要すケースもあったことから、一旦IRASの認識の下更正処分を下し、その後の反論については別のプロセスで実施する形を取ったと考えられます。今後移転価格課税が増加することも想定され、回避のためにはこれまで以上に強固な移転価格文書や説得力のある追加資料・分析の準備が求められると考えられます。



4. Section 8（IRASによる移転価格調整）のアップデート

これまで

- IRASが実際の関連者間取引を無視し、代替取引に置き換える場合の例示において、公知のノウハウのライセンスは、ライセンサーにおいてはロイヤルティ収入を受け取らないものとし、ライセンシーにおいてはロイヤルティの支払義務を負わないものとしてされていました。
- 資本取引に対する移転価格調整の有無についての記載はありませんでした。

ここが変わった！

- IRASが実際の関連者間取引を無視し、代替取引に置き換える場合の例示において、公知のノウハウのライセンスは、ライセンサーがシンガポールの納税者の場合はロイヤルティ収入を認め、ライセンシーがシンガポールの納税者の場合はロイヤルティの支払を損金不算入として扱うとされました。
- 関連者間の資本取引から生じる利得、損失、控除が所得税法上の課税対象または控除対象とならない限り、IRASはその様な利得、損失、控除に対する移転価格調整を行うこともなく、また、資本取引に係る移転価格文書の作成も不要と明記されました。
- 関連者間の固定資産売却や譲渡については、独立企業間価格でないことがあるものの、IRASとしては、所得税法上の公開市場価格の使用に係る規定を適用するとしており、シンガポールにおいては、このような固定資産に係る移転価格文書の作成は不要と明記されました。

解説

- 実際に発生している取引をないものとし、IRASが移転価格調整を実施するケースとして、公知のノウハウが例に挙がっておりますが、その他、役務提供が実態としては無形資産の供与である、無形資産の供与が実態としては役務提供である、無形資産ライセンスが認識されていないが実態としてはライセンスが生じている、なども考えられるため、実態や取引の妥当性について今一度ご確認されることを推奨致します。
- 資本取引については、移転価格税制の対象外となりますので、ガイドラインにおいてIRASとして取り扱いを明文化したものと考えます。

5. Section 9（サーチャージ・ペナルティ）をアップデート

これまで

- 移転価格調査に協力的で、コンプライアンスの記録が良好な納税者に対してのみ、サーチャージの一部または全額の免除を検討するとし、そのためには、9.9 (a)納税者が協力的であり、IRASが求めた期限内に回答や必要書類を提出している、(b)法人税規則、移転価格文書化規定に基づいた適切な移転価格文書を作成している、(c)税務申告書を迅速に提出し、IRASが定めた期限までに納税している、の3つの条件を満たすことが求められておりました。
- Voluntary disclosureにより自主的に所得の上方修正を実施した納税者もサーチャージが全額免除されるとしていますが、上記(a)～(c)に加え、9.10 (a)税務申告期限から2年以内であること、(b)IRASから該当年度について質問票や調査実施通知を受け取っていないことの2つの条件を満たすことが必要でした（ただし、税務申告期限から2年を経過している場合であっても、残りの2つの条件を満たす場合、サーチャージの一部は免除される可能性があります）。

ここが変わった！

- 上記9.9(c)が以下の通り変更となりました。
9.9 (c) 過去2年の賦課年度において、以下の点で良好なコンプライアンス実績がある
 - ・ 納税申告書の迅速な提出と期限内の納税を実施している
 - ・ 課徴金やペナルティーが課された履歴がない

- 上記9.10(b)が以下の通り変更となりました。
納税者は、当該賦課年度の関連者間取引に係るIRASからのいかなる問い合わせや調査実施通知、あるいは調査/捜査開始通知を受領していない

解説

- 大幅なアップデートではないことから、条件をより明確にすることにより、納税者との認識の相違を排除することが目的があると考えられます。

シンガポール移転価格ガイドライン 第7版

6. 相互協議（MAP）のプロセスから事前相談を不要化

🕒 これまで

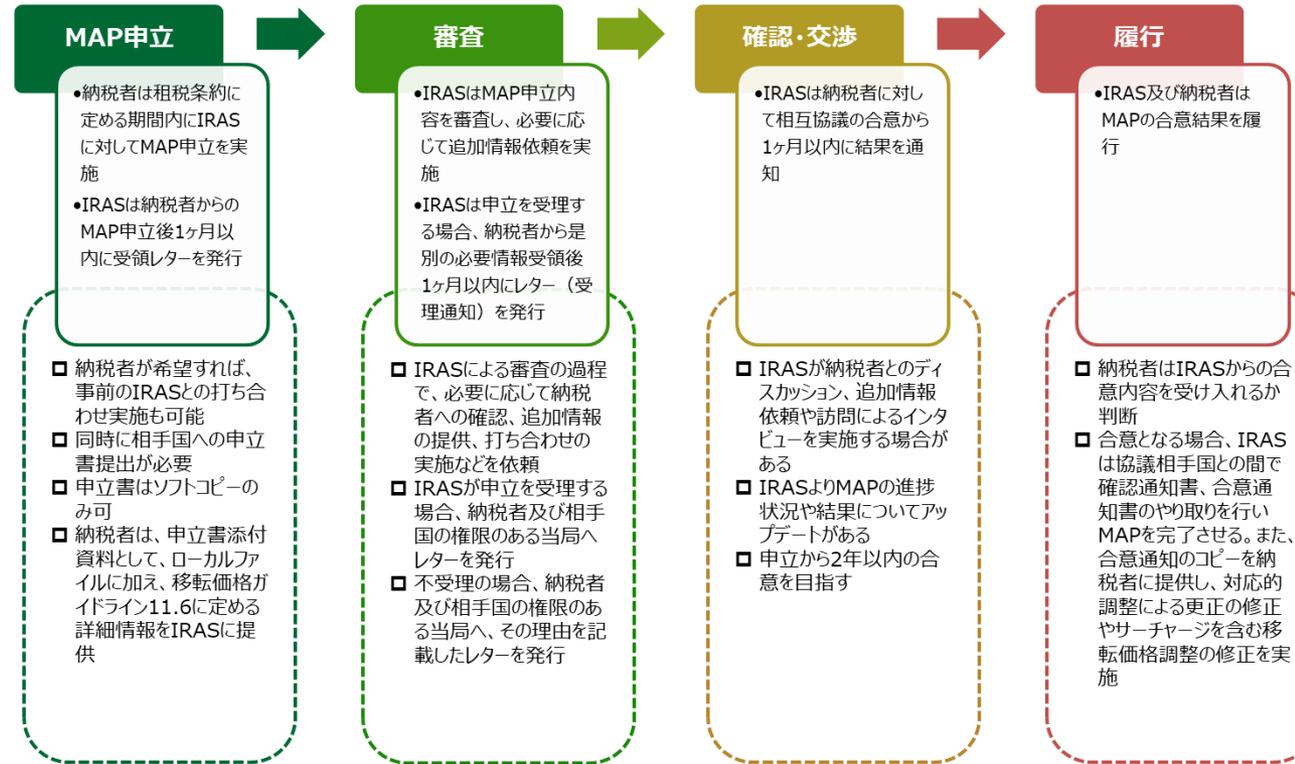
- シンガポールにおける相互協議（MAP）プロセスは、①意思表示、②事前相談、③申立て、④審査・交渉、⑤履行となっております。

NEW ここが変わった！

- MAPプロセスは、①申立て、②審査、③審査・交渉、④履行に変更となり、これまで求められていた「意思表示」及び「事前相談」は不要となりました。

📺 解説

- APAのプロセスには引き続き存在しますが、MAPのプロセスから「事前相談」が不要となったことで、事前相談のためのアドバイザーフィー、資料作成費用等の削減が可能となるため、納税者フレンドリーな改正となります。



7. パススルーコストに係るガイダンスのアップデート

これまで

- パススルーコストの要件の一つとして、グループ・サービス・プロバイダーが、関連者との間で、関連者が取得したサービスに関する責任を負う旨の書面による合意が必要とされておりました。

NEW **ここが変わった！**

- 書面による合意について、グループ・サービス・プロバイダーとその関連者との間のe-mailによるやり取り（全関連者が含まれるメール、各関連者との個別メール共に可）が含まれるとされました。
- パススルーコストの判定例として、14.25にExample 1～Example 3が追加されました。

解説

- パススルーコストについては、ほぼすべての会社において判定が必要となる場面が多い中、契約書ではなくメールでの合意でも書面による合意と認められ、また、例示もされたことで、判定がより容易になると考えられます。

8. 金融取引に係るガイダンスの追加、アップデート

これまで

- 国内の関連者間ローンについては、貸手・借手共に金融業を業としない場合、IRASが公表するIndicative marginの適用について定めはありませんでした。
- Base reference rateに係るガイダンスはありませんでした。

ここが変わった！

- 2025年1月1日以降に開始する国内の関連者ローン（借手・貸手共に金融業を業としない）については、IRASが公表するIndicative marginを適用するか、もしくは独立企業間金利の適用が求められます。一方、借手もしくは貸手のいずれかが金融業を業とする場合、貸付/借入額がS\$15M超におけるIndicative marginの適用は不可となります。
- IBORの公表停止に伴い、リスクフリーレート（RFR）が代替指標金利として使用されているが、移行に当たっては、管理団体が発行するガイダンスを適用する必要があるとされました。
- 既存のローンについては、ガイダンスに従いIBORベースから変更した場合、IRASは当該変更を移転価格税制上適正とみなすとしており、当該変更がガイダンスで想定される以上のものである場合、IRASは新規のローンとみなす可能性があるとしています。
- また、適切な RFR をベースレートとして貸付を行う場合、納税者は、RFR と対応する IBOR との経済的な差を考慮するためにスプレッド調整が必要かどうかを検討することができるとしており、関連するIBOR/RFRペアの関連管理団体が公表するガイダンス、市場慣行、マーケットにおける比較対象などを考慮すべきとしています。（マーケットにおける比較対象がない場合、スプレッド調整が必要であれば、市場データに基づく経済モデルを使用して、スプレッド調整額を決定することも可）

解説

- IBORの公表停止に伴い、ベースレート及びスプレッドの設定について検討されておられる会社が多い中、IRASとしては、Singapore Steering Committee for SOR & SIBOR Transition to SORA, the Association of Banks in Singapore, Monetary Authority of Singaporeなどが公表するガイダンスに従って調整を実施することとしております。過渡期であるため、IRASとしてもガイダンスの公表が難しい状況ではありますが、スプレッドの調整も含め、既存のローン対応への一応の方向性が示されたことで、IBORベースからRFRベースへの意向を検討されている会社にとっては非常に有用なガイダンスと考えられます。

9. 政府補助金に係るガイダンスの追加

これまで

- 政府補助金の取り扱いに係るガイダンスはありませんでした。

ここが変わった！

- 政府補助金が移転価格税制上どのように取り扱われるかは、比較分析（独立企業間の取引における両当事者の視点を考慮した上で、政府補助金の受領が独立企業間の取引価格にどのような影響を及ぼすかの分析を含む）を実施する必要があり、政府補助金の受領が関連者間取引の価格設定に及ぼす潜在的な影響は、同様の状況下で行われる独立企業間取引で同様の影響がみられるかどうか、および政府補助金が経済的にどの程度関連しているかによって決まるとされました。
- 検証対象企業が採用する政府補助金の会計処理と、ベンチマーク分析にて選定された比較対象企業の会計処理を比較する必要があり、異なる会計基準による政府補助金の会計処理は、収益性（売上総利益、営業利益、純利益など）の異なるレベルに影響を与える可能性があり、または「その他の包括利益」計算書で会計処理され、時間の経過とともに企業の「損益計算書」に再分類されるだけになる可能性があるため、採用された会計処理の差異を排除するために、比較調整が必要になる場合があるとされています。

解説

- シンガポールにおいては、比較対象企業はシンガポール国内企業であることが優先されますが、企業数の確保が難しい場合、リージョンを広げることが認められております。そのため、シンガポール国内企業を比較対象企業として選定する場合、比較対象企業における政府補助金の取り扱いの確認や調整は比較的容易であるものの、シンガポール国外企業となると、その確認及び調整は難しくなる可能性があります。政府補助金が損益に与えるインパクトが大きい場合、その取扱いについて事前に検討が必要と考えられます。

免責事項

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等を行うことはお控えください。また、説明内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、移転価格ガイドラインおよび本資料公開日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けて頂きますようよろしくお願い致します。また、本資料につきましては作成者の私見も含まれるため、フェアコンサルティンググループの公式見解ではありません。フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することにより貴社が被った損失について一切責任を負わないものとします。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com

※本資料中の文章・画像等の内容の不正複製・複製等をご遠慮ください。

※Please avoid illegal copying / duplication etc. of contents of including documents, images etc. in this material.